

答弁書第四八号

内閣参質一九五第四八号

平成二十九年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出佐藤外務副大臣の「服務の宣誓」を用いた就任挨拶が自衛隊員を侮辱するものであることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出佐藤外務副大臣の「服務の宣誓」を用いた就任挨拶が自衛隊員を侮辱するものであることに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の本年十二月五日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の発言は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）に基づく服務の宣誓として行ったものではなく、外務副大臣としてその職務を全うするという佐藤外務副大臣の基本的な姿勢を述べたものであると承知しており、「自衛隊員や防衛省を侮辱する許されない行為」、「自衛隊法上の自衛隊員の「服務の本旨」の趣旨やそれによる「服務の宣誓」の行為の趣旨が、いわば陳腐化されてしまい、自衛隊員の名譽を毀損すると共に国民の自衛隊に対する信頼が毀損されてしまう」等の御指摘は当たらない。

